

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

24 関連条文

意匠法

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

24.1 意匠法第3条の2の規定

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

24.1.1 意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる意匠公報について

意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる意匠公報は、意匠法第3条の2の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

- (1) 意匠法第20条第3項の規定に基づく意匠公報（登録意匠公報）
- (2) 意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）

24.1.2 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠について

意匠法第3条の2に規定する意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品の形態として開示された意匠（以下「先願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図の中に記載されている先願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図において、先願に係る意匠として開示された意匠以外

の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされた場合、先願に係る意匠として開示された意匠以外のものの記載の内容は、審査、審判又は再審に係属している間に変動する可能性があり、このような不安定なものに基づいて後願を排除することは後願の意匠登録出願人に不利益となること、又先願に係る意匠として開示された意匠の理解を助けるためだけに説明的に加えられたものに創作の価値を認めて後願を排除することは意匠法第3条の2の規定の趣旨に反することから、上記のように取り扱うこととする。

24.1.3 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

24.1.3.1 全体意匠の意匠登録出願の場合

立体的なものの場合は、正投影図法により同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的なものの場合は、同一縮尺で作成された表面図及び裏面図（以下立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他必要な図（以下「その他必要な図」という。）も、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.2 部分意匠の意匠登録出願の場合

部分意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を表している一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合

組物の意匠の意匠登録出願の場合は、組物を構成する物品（以下「構成物品」という。）に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、また構成物品と同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、あるいは構成物品を組み合わせた状態の一組の図面と、その他必要な図についても、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

24.1.4 意匠の一部について

意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいい、意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を観念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。例えば、先願に係る意匠として開示された意匠が、物品の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

また、後願の全体意匠が、先願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を表したものである場合は、後願の意匠は、先願の意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分に表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠とが、先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、それぞれの意匠登録出願の出願人が同一人であるか他人であるか、先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の全体意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部と、後願の全体意匠の意匠に係る物品との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、後願の全体意匠と先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部とは類似する。

24.1.6 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出版された意匠登録出願に適用する。

なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかな意匠登録出願に対しては、意匠法第3条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

24.1.6.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものみなされる。

ただし、意匠法第3条の2の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

24.1.6.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

24.1.6.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期

意匠法第3条の2の規定による拒絶の理由は、先願の意匠に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日後に通知する。

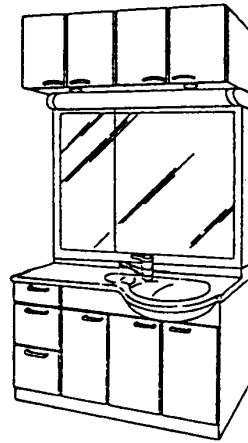
なお、秘密にすることを請求した当該意匠に係る意匠公報の場合は、指定された秘密請求期間の経過後に、意匠登録出願について掲載すべき事項のすべてが掲載された意匠公報の発行日後に拒絶の理由を通知をすることとし、それまでは待ち通知を発する。

24.2 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例

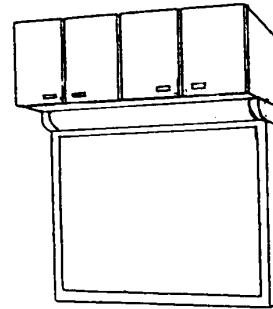
先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

先願に係る意匠として開示された意匠
「洗面化粧台」



全体意匠の意匠登録出願
「洗面化粧棚」

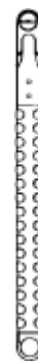


【適用できる事例2】

先願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」



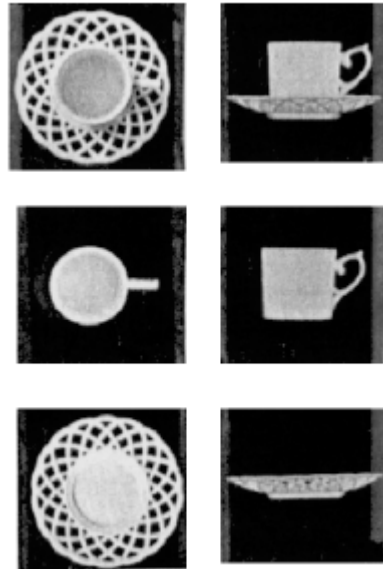
全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」



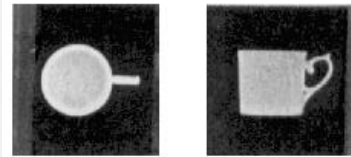
先願が分離できる物品に係る意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部である分離した一の意匠と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「コーヒーわん及び受け皿」



全体意匠の意匠登録出願
「コーヒーわん」

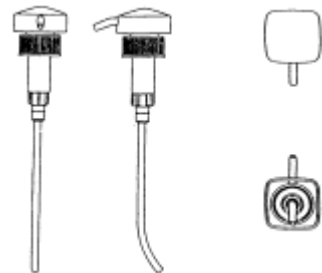


【適用できない事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「噴霧器」



全体意匠の意匠登録出願
「噴霧器の押し出しポンプ」



(補足説明)

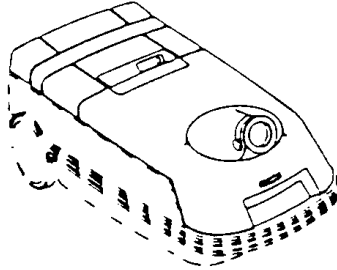
後願の全体意匠の全体の形態が、先願に係る意匠として開示された意匠の中に
対比可能な程度に十分表れていない。

先願が部分意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

先願に係る意匠として開示された意匠
「電気掃除機本体」

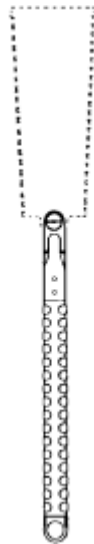
全体意匠の意匠登録出願
「電気掃除機用ホース取付口」



【適用できる事例2】

先願に係る意匠として開示された意匠
「のこぎり」

全体意匠の意匠登録出願
「のこぎり用柄」



先願が組物の意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の中の一の構成物品に係る意匠と後願の全体意匠との形態、及び、用途及び機能とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

先願に係る意匠として開示された意匠
「一組の飲食用ナイフ、フォーク
及びスプーンセット」

全体意匠の意匠登録出願
「飲食用スプーン」

